



これは認知症が疑われるサインです。

- ▶ 同じことを何度も言う
- ▶ しまい忘れが増え、いつも探し物をしている
- ▶ 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった
- ▶ 新しいことが覚えられない
- ▶ 約束の日時や場所を間違えるようになった
- ▶ 趣味や好きなテレビ番組に興味がなくなった

こんなサインはありますか？

認知症は脳の病気によって記憶力や判断力が低下し、日常生活に支障が出る状態を表します。日常生活に大きな支障はでない老化による「もの忘れ」とは違います。現在65歳以上の4人に1人が認知症、またその予備軍とされ、今やとても身近な、誰にでも起こりうる病気となっています。



増えている認知症

もしかして認知症？

認知症が疑われるサインに気づいたら、早めに医療機関を受診しましょう。

認知症も他の病気と同様に早期発見、早期治療が大切です。早期治療により、改善する認知症があります。

また、認知症の中で最も多いアルツハイマー型認知症には、進行をある程度遅らせることができる薬があり、早く使い始めることが効果的と言われています。県内の医療機関には、「もの忘れ・認知症相談医(オレンジドクター)」がいる機関があります。サインに気づいたら、気軽にご相談ください。

北村産婦人科	☎56-1013
さとう循環器消化器科	☎57-5311
鈴木内科	☎55-3030
寺田内科	☎55-5100
近森医院	☎54-2235
西山内科	☎56-3800
疋田内科	☎56-2002
藤川クリニック	☎56-2211
夜須診療所	☎54-2250

市内の「もの忘れ認知症相談医」がある医療機関



このステッカーが貼られている医療機関には「もの忘れ・認知症相談医(オレンジドクター)」がいます。

認知症を地域で見守る
認知症による徘徊などで行方不明となった人が、昨年1年間で1万人を超えたことが警察庁のまとめでわかりました。家族が注意していても、ちょっとした目を離れた際に出て行ってしまふことがあります。地域の見守りや取り組みで認知症の人の徘徊事故を防ぎましょう。

香南市メール配信サービスを利用した認知症高齢者の徘徊搜索を始めます

香南市では、認知症の高齢者が行方不明になったとき、ご家族からの依頼により市のメール配信システムに登録している市民の方や関係機関等へ「徘徊・行方不明者情報」を配信し、より多くの人に搜索協力していただく事業を開始します。

ぜひ香南市メール配信システムにご登録いただき、搜索にご協力いただきますようお願いいたします。(徘徊・行方不明者情報については防災情報の登録者に配信します)

▼香南市メール配信サービスは事前登録が必要です。下記のアドレスから事前に登録をお願いします。

<https://kochi-konan.mail-dpt.jp>



【香南市メール配信サービス】

J-ALERTによる台風・大雨時の警報、震度情報、防災対策課からの避難情報、また教育委員会からの不審者情報など市に關係する防災防犯情報を、登録された携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスです。

すでに登録されている方は手続き不要です。

今月のチェックポイント

慢性的な肩こりや筋肉疲労などの施術には、国保は使えません!

国保を使って接骨院などで治療する時は、**ご注意を!**

だより 国保

接骨院や整骨院など柔道整復にかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

国民健康保険が使える場合

- ①日常生活やスポーツなどによるねんざ・打撲・挫傷(肉ばなれなど)
- ②応急処置で行う骨折・脱臼
- ③医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

国民健康保険が使えない場合

- (全額自己負担です)
- ①慢性的な肩こりや筋肉疲労など
- ②病院などで同じ負傷を治療中のもの
- ③内科的原因による病気(神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなどからくる痛み)
- ④脳疾患後遺症などの慢性病のリハビリ など

治療をうけるときの注意

▶負傷原因を正確に伝えましょう!

国保の給付に必要ですので「いつ・どこで・何を、どんな症状があるのか」を正確に伝えてください。

▶施術が長期間にわたる場合は、医師の診断を受けましょう!

症状の改善が見られない場合は、内科的要因も考えられます。一度、医師の診断を!

▶療養費支給申請書には、必ず自署または捺印をしましょう!

柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときは、療養費支給申請書に、原則患者の自筆による記入または捺印が必要となります。

▶領収書は必ず保管し、医療費通知で金額と日数の確認をしましょう!

領収書は医療費控除を受ける際にも必要となります。大切に保管しておきましょう!

ご協力をお願いします

国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。そのため、接骨院や整骨院、あんま・マッサージ、はり・きゅうにかかった方に、保険者から文書や電話等で、負傷原因、施術年月日、施術内容などをお問い合わせすることがあります。



国保税のお知らせ(軽減制度)

税務収納課 ☎57-8504

平成22年4月から企業の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で失業された人(非自発的失業者)は申請により国保税が軽減されます。

■対象…離職日に65歳未満であって、

- ①雇用保険の特定受給資格者(例/倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(例/雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける人。

■軽減額…前年の給与所得を100分の30とみなし算出。

■軽減期間…離職の翌日から翌年度末まで(最長2年)
※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します

※再度離職などにより国保に加入した時点で軽減期間が経過していない場合は、再申請で残りの対象期間中、軽減を受けることできる場合があります

■申請方法…雇用保険受給資格者証(ハローワークにて交付)と印鑑を持参し、税務収納課へ申請してください。

納付は便利な口座振替をご利用ください

香南市内の金融機関で直接お申込みください。
※預金通帳・口座届出印が必要です